

### 3 清掃事業における安全衛生管理要綱

〔 基 発 第 1 2 3 号 〕  
〔 平 成 5 年 3 月 2 日 〕

#### 第1 目的等

##### 1 目的

この要綱は、労働安全衛生関係法令と相まって、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の実施、安全衛生作業基準の確立等の積極的な推進により清掃事業における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

##### 2 事業者等の責務

事業者は、単にこの要綱に定める基準を守るだけでなく、快適な職場環境の形成に努めるものとする。

事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第15条に規定する「元方事業者」に該当するときは、労働安全衛生関係法令に違反しないよう指導等を行うとともに安全衛生に関する必要な情報の伝達に努めるものとする。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めるものとする。

#### 第2 安全衛生管理体制の整備等

##### 1 安全衛生管理体制の整備

###### (1) 総括安全衛生管理者の選任

常時100人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を選任すること。

###### (2) 安全管理者及び衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、所定の資格を有する者のうちから法第11条及び法第12条に規定する安全管理者及び衛生管理者を選任し、その職務を励行させること。

この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

###### (3) 安全衛生推進者の選任

常時10人以上50人未満の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第12条の2に規定する安全衛生推進者を選任し、その職務を励行させること。

この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

###### (4) 産業医の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第13条に規定する産業医を選任し、その職務を励行させること。

###### (5) 安全衛生委員会等の設置

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第17条及び第18条

(又は第 19 条)に規定する安全委員会及び衛生委員会(又は安全衛生委員会)を設置し、月 1 回以上開催し、所定の事項を審議させる等その活動の促進を図ること。

なお、上記以外の場合にあっても労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 23 条の 2 の規定により安全衛生の委員会、職場懇談会等の関係労働者の意見を聴くための機会を設けるように努めること。

## 2 保護具等の整備

清掃事業の災害に多く見られるごみの中のガラス、くぎ等により手足を負傷する災害、滑り、つまずきによる災害及び物の飛来等による災害を防止するため有効な手袋、安全、保護帽等の保護具を定期的に点検し安全な状態を保つよう十分整備するほか、[1]破砕機内での作業、焼却灰を取り扱う作業等粉じんを発散する作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具、[2]ごみ焼却場における炉前作業に従事する労働者に使用させる保護眼鏡、保護帽、保護衣等、[3]酸素欠乏危険作業に従事する労働者に使用させる空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク(以下「空気呼吸器等」という。)、[4]騒音レベルの高い場所における作業に従事する労働者に使用させる耳その他の保護具等の目的に応じた適切な保護具及び器具を備え付けること。

## 3 衛生関係施設の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場にあつては、

- (1) 作業場外に心身の疲労の回復を図るための休憩の設備を設けること。
- (2) 常時 50 人以上又は常時女子 30 人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる男女別の休養室又は休養所(安衛則第 618 条)を設けること。
- (3) 食堂(安衛則第 629 条、630 条)を設けること。
- (4) 適切な洗面所、うがいの設備、更衣所、洗濯の設備(安衛則第 625 条)、男女別の便所(安衛則第 628 条)、被服の乾燥設備(安衛則第 626 条)を設けること。
- (5) 適当な箇所に救急用具等(安衛則第 633 条、634 条)を備えるとともに適正に管理すること。
- (6) 照明(安衛則第 604 条)及び換気(安衛則第 601 条)について必要な措置を講ずること。
- (7) 夜間に睡眠又は仮眠する必要があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所(安衛則第 616 条)を男女別に設けること。

この場合、休憩室、食堂、更衣所の近くにできるだけ洗面所、うがいの設備、洗濯の設備を設けるとともに、食堂、休憩室の床等の清掃については、特に留意すること。なお、入浴の設備(温水シャワーを含む。)を、できるだけ設けること。

## 4 健康診断の実施

清掃事業に従事している労働者については、雇い入れ時の健康診断及び年 1 回の定期健康診断を確実に実施するとともに、特に焼却炉前作業、深夜業を含む業務等安衛則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に常時従事する労働者に対しては、安衛則第 45 条第 1 項に規定する 6 月以内ごとに 1 回の定期健康診断を、また、塩酸等の歯又はその支持組織に有害なガス、蒸気に常時暴露される場合には、歯科医師による 6 月以内ごとに 1 回の定期健康診断を行い、その健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図ること。

また、自覚症状の有無の検査には、その者の従事する業務の内容に応じ、重量物の取扱いに伴う腰痛症に関しての姿勢異常、圧痛点の有無、運動機能検査等を含めること。

以上の結果及びその結果に対する対策について、安全衛生委員会等で審議すること。

## 5 安全衛生教育の実施

次に示す安全衛生教育を実施すること。また、委託事業者に対しても、当該事業者の雇用する労働者に同様の安全衛生教育を実施するよう指導すること。

### (1) 雇入れ時等の教育

労働者を雇入れ、又は作業内容を変更したときは、法第 59 条第 1 項及び第 2 項に規定する安全衛生教育を行うこと。この場合、教育すべき内容については安衛則第 35 条に規定する事項について行うこと。

特に、機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、昭和 62 年 2 月 13 日付け基発第 60 号「機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化について」の別添 1 の「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の 7 の(1)に示される事項を含むこととし、また、メタンその他の可燃性ガスにより爆発火災のおそれがある施設における作業に就かせる場合においては、可燃性ガスの危険性、ガスの漏えい等異常時の措置等に関する事項を含むこととする。

### (2) 特別の教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、法第 59 条第 3 項に規定する特別の教育を行うこと。

### (3) 職長教育に準ずる教育

「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の 7 の(2)に示される教育を行うこと。

### (4) 能力向上教育等

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働災害の防止のための業務に従事する者及び危険又は有害な業務に現に従事している者に対して、新たな知識や技能が取得できるよう教育を行うこと。

## 6 就業制限等

(1) クレーンの運転等法第 61 条に規定する業務については、適法な資格を有する者以外の者を従事させないこと。

(2) 酸素欠乏危険作業等法第 14 条に規定する作業については、適法な資格を有する者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の所定の事項を行わせること。

## 7 定期自主検査等の実施

(1) ボイラー、クレーン、フォークリフト、フォークローダー等については、法第 45 条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておくこと。なお、クレーン等の補修、点検等に当たっては、墜落等の災害防止に留意すること。

(2) 機械式ごみ収集車については、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の 4 に示される定期自主点検（年次点検、月例点検、作業開始前点検）を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。

(3) 汚水、汚泥等が貯留され、ガス発生のおそれがある施設（以下、「ガス発生施設」

という。)については、配管、バルブ、マンホール等について損傷、変形、腐食等の有無に関して定期的に点検を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたとときには、補修その他必要な措置を講ずること。

### 第3 安全衛生作業基準の確立等

労働災害を防止するため、特に次のような事項について、各事業場及び各種作業の実態に応じた安全衛生作業基準を定め、これを関係労働者に徹底させるよう指導すること。

#### 1 ごみ処理作業等

##### (1) ごみ収集作業

ごみ収集車、船舶等によるごみの収集及び運搬作業については、あらかじめ作業指揮者を定めて作業させること。

イ ごみ収集作業における一般的な安全衛生対策

(共通事項)

- (イ) 作業前に準備体操をさせること。
- (ロ) 履物は、安全その他滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを使用させること。
- (ハ) 道路上で、作業を行わせる場合には、「反射チョッキ」を着用させる等により、労働者を識別しやすいようにすること。
- (ニ) 手袋を使用させること。特に、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合においては、不浸透性の手袋等必要な保護具を使用させること。
- (ホ) 容器を持ち上げる際は、腰痛防止等に留意し、まず軽く持って重量を量り、自分の力に余るものは無理に1人で持たず、2人で運ぶようにさせること。
- (ヘ) 容器が汚水等のために滑りやすくなっていないか、手を掛ける箇所が弱くないか、手を傷つけるようなものがないかを確かめさせること。
- (ト) ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの又はガラス、容器のふた等踏抜き、つまずきの原因となるものを路上に落としたとき又はそれらが落ちていたときには、その都度拾わせること。
- (チ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。
- (リ) ごみ収集車の排気孔の位置及び排出方向は、ごみ収集車から排気ガスが作業中の労働者に影響を与えないような位置又は方向とすること。
- (ヌ) 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
- (ル) 荷台にごみを過積みさせないこと。

(機械式ごみ収集車以外の車両)

- (イ) ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な箇所に設け、荷台に乗り、又は荷台から降りる際には、これを用いさせること。
- (ロ) 修理作業等のため、ごみ収集車の天がいになり又は天がいから降りる際は、はしご等を用いさせること。
- (ハ) ごみ収集車の荷台上で容器の受取、積込み作業を行う際には、荷台の中央側に背を向けて作業させること。
- (ニ) 積込み作業を行う際には、荷台上の者と地上の者に、互いに合図をさせ、

呼吸を合わせて行わせること。

(機械式ごみ収集車)

- (イ) ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する場合において、ごみを入れ過ぎないようにさせ、また、ごみを押したり、取り除いたりする必要があるときは、適当な補助具を使用させること。(作動中のホッパー内に身体を入れないこと。)
- (ロ) 移動中は、メインスイッチ (P.T.O) を切ること。
- (ハ) テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。
- (ニ) 上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむを得ず入るときは、安全棒等を使用すること。
- (ホ) テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。

ロ ごみの積替え作業

- (イ) 保護帽を着用させること。
- (ロ) ごみ収集車の荷台の上で誘導することを禁止すること。
- (ハ) ごみ収集車の後部ドアを開く際は、まず細めに開け、落下物の有無を確かめてから全開させること。この際、正面を避け、側面の安全な位置で行わせること。
- (ニ) コンテナ収集車による積替え作業でのコンテナの脱着は、合図の上行わせること。
- (ホ) 大型公衆ごみ容器の積替えは、次により行わせること。
  - a ごみが散乱しないよう、ふたを完全にすること。
  - b クレーンを用いて積込みを行う場合は、容器をクレーンのフックに確実にかけて行うこと。
  - c クレーンを用いて容器のつり上げを行う場合は、容器の下に労働者を立ち入らせないこと。
- (ヘ) 船舶によるごみの積替えは、次により行わせること。
  - a 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
  - b 滑りやすい履物は使用させないこと。
  - c ごみの積替えに当たっては、船上の労働者と十分な合図の上行わせること。
  - d 運転中のクレーン等のバケットに接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

ハ ごみ収集作業に起因する交通労働災害の防止対策

- (イ) 発車の際には、運転者は他の労働者に合図してから発車させること。
- (ロ) ドアの開閉は、車内外の安全を確かめてから行わせること。
- (ハ) ドアを開けたままにしてごみ収集車を移動させないこと。
- (ニ) 完全に停車しないうちに、ドアを開けたり、降りたりさせないこと。
- (ホ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁

止すること。

(再掲)

(へ) 作業中、必要に応じ、作業指揮者に通過車両を監視させ、通過車両の誘導、労働者の退避等危害を防止するための措置を講ずること。また、表示灯を設ける等の措置を講ずることにより、ごみ収集車の周辺の通過車両に対して作業中であることを明示すること。

(ト) ごみ収集車の誘導に当たっては次によらせること。

a 誘導の合図は明確に行うこと。

b 運転者からよく見える安全な位置で誘導すること。

(原則として、前進の場合は運転者の反対側、後進の場合は運転者と同じ側とする。)

c 運転者に無断でごみ収集車の直後に立ち入らないこと。

ニ ごみ収集車の運行に起因する交通労働災害の防止対策

(イ) ごみ収集車各部について、始業点検を1日1回、その運行開始前に行わせること。

(ロ) 他の自動車の後ろを進行する際には、必要な車間距離を保たせること。

(ハ) 無理な追抜きや追越しを禁止すること。

(ニ) 交通量、積荷重量、路面、天候等の状態に適応した速度で運転させること。

(ホ) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを完全にかけてさせること。特に、坂道においては、適当な車止めをする等ごみ収集車が移動しないよう必要な措置を講ずること。

(へ) その他交通関係法令を遵守させること。

ホ 点検、整備等

(イ) ごみ収集車の荷台、テールゲート等を上げて点検、整備等の作業を行う際には、荷台等の不意の降下を防止するため、安全支柱、安全棒等の確実な支えを行わせること。

(ロ) ごみ収集車の点検又は整備のため、路上で停車するときは昼夜兼用停止表示板等の安全対策を講じさせること。

(ハ) ごみ収集車のラジエーターのキャップを外す際は、噴出する蒸気、熱湯による火傷を負うおそれのないように必要な措置を講じさせること。

(ニ) 工具類は、適正に管理し、正しく使用させること。

(2) ごみ処理施設における作業

イ ごみ処理施設における作業の一般的な安全衛生対策

(ごみ収集車関係)

(イ) ごみ処理施設におけるごみ収集車等の誘導に当たっては、ピット内への転落を防止する等安全を十分に確保して行わせること。

(ロ) ごみの排出に当たっては、ごみ収集車のピット内への転落を防止するための措置を講ずるとともに、ごみ収集車を車止め等に打ち当てその衝撃を利用するごみの排出を禁止すること。

(ハ) ごみ投入時にダンプしても排出ができない場合には、安全な位置までごみ

収集車を移動させてごみを取り除かせること。この場合、安全棒等の使用により、テールゲートの落下の防止措置を講じさせること。

(その他)

- (イ) 安全その他滑り及び踏み抜きを防ぐ安全な履物を使用させること。
- (ロ) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。
- (ハ) 墜落、転落による災害を防止するため、高さ又は深さが 1.5 メートルを超える箇所への昇降設備の設置、高さ 2 メートル以上の箇所、作業床の端、開口部等への囲い、手すり、覆いの設置等の必要な措置を講ずること。また、移動はしご又は脚立については安全な構造のものを使用すること。
- (ニ) 粉じんの発生のおそれがある場合には散水等の措置を講じた上で作業を行うこと。
- (ホ) 研削といしについては、覆いを設け、粉じん防止措置を講ずる等の必要な措置を講ずること。
- (ヘ) 屋内作業場等においてアーク溶接等の作業を行う場合には、防じんマスク及び保護眼鏡を使用させる等の必要な措置を講ずること。  
また、溶接棒ホルダーについては、絶縁効力及び耐熱性を有するものを使用させること。
- (ト) 自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業については、真空式石綿除去装置を用いる方式又は湿式による除去方法によるほか特定化学物質等障害予防規則に定められた措置を講ずること。
- (チ) 硫酸等腐食性液体、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合は、必要な保護具を使用させること。
- (リ) 塩化水素、硫酸等を取り扱う設備(バルブ又はコックを除く。)については、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の必要な措置を講ずること。また、バルブ又はコックについては、耐久性のある材料のものとすること。
- (ヌ) 有害物を使用して行う昆虫駆除、消毒等の作業に当たっては、保護具を使用し、風向き等に留意する等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (ル) コンプレッサーは、1 年以内ごとに 1 回、定期自主検査を行い、その結果を記録し、保存すること。
- (ヲ) フォークリフト、ショベルローダー等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を作成し、周知を図るとともに、作業指揮者を定め、作業の指揮を行わせること。
- (ワ) 労働者の手が巻き込まれるおそれのあるボール盤については、手袋の使用を禁止すること。
- (カ) 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務については、有機溶剤中毒予防規則に定められている措置を講ずること。
- (ヨ) 労働者が感電する危険のある電気機械器具の充電部分には、絶縁覆い等を設けること。

ロ 粗大ごみ処理施設

- (イ) 破砕機に付属するコンベアーについては、接触予防装置、非常停止スイッチを設置するとともに、定期的に点検すること。
- (ロ) 爆発物及び破裂物が入った容器等については、安全な作業方法により選別し、これらのものを破砕機へ投入しないこと。
- (ハ) 破砕機等の運転開始に当たっては、人員を点検し、破砕機の内部等に人がいないことを確認させること。
- (ニ) 破砕機の運転を中断し内部に入る場合には、破砕機の停止の確認を徹底させること。
- (ホ) 破砕機等の点検、整備においては、必ず電源を切り、操作盤に点検、整備中である旨を明示させること。

ハ 焼却施設

(焼却炉関係)

- (イ) 炉前等高温となる場所については、毎月2回以上温度を測定し、必要な場合は温度調整のための適切な措置を講ずること。
- (ロ) 焼却炉の灰出しに当たっては、大量の焼却灰の落下による水蒸気爆発の発生を防止するための適切な措置を講ずること。
- (ハ) 焼却炉内の補修、整備等の作業は適当に冷却した後でなければ行わせないこと。シュートに詰まったごみ、灰等の除去作業に直接労働者が従事するときは、炉を冷却する等の措置を講じ、水蒸気爆発の防止を図ること。
- (ニ) ごみのかくはん等のため炉の扉を開ける場合には、労働者に保護面、保護帽、手袋、安全、呼吸用保護具等の保護具を使用させること。
- (ホ) 炉の扉を開ける際は、まず細目に開け、破裂物の有無を確かめて開けさせること。この場合、当該作業については、炉の正面を避け側面の安全な位置で行わせること。
- (ヘ) 機械装置の下方又は側方等の狭い場所で点検又は整備等の作業を行う場合は、保護帽を着用させること。

(付属施設関係)

[ガス発生施設]

- (イ) 発生するガスの種類、濃度等を定期的に測定し、結果を記録し保存すること。
- (ロ) 施設を密閉化し、発生するガスは適正に処理すること。なお、密閉化の困難な施設では通風、換気等の措置を講ずること。
- (ハ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。
- (ニ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。
  - a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。



b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

[ガス発生施設に近接する施設で、ガス発生施設からのガスが漏えいし、かつ、滞留するおそれのある施設]

(イ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。

(ロ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。

a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。

b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

## 2 し尿収集作業

し尿収集作業については、上記1(1)に掲げる事項に準ずるほか、次により行うこと。

- (1) ホースの引き出し及び収納の際は、ホースが跳ねないように静かに行わせること。
- (2) ホースを引っ張る際は、途中で物品が引っ掛かっていないか確認させること。
- (3) ホースを2人で引っ張る際は、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。
- (4) ホースの輪の中に労働者を立ち入らせないこと。
- (5) 住宅内に入る際は、作業場所の障害物や犬の有無に十分注意させること。

## 3 酸素欠乏危険作業

し尿処理施設における投入槽、浄化槽、ばっ気槽等及びごみ処理施設等における槽、ピット等（以下「タンク等」という。）の内部での清掃及び修理の作業に労働者を従事させる場合には、酸素欠乏症又は硫化水素中毒による事故を防止するため、次の措置を講ずること。

なお、タンク等の内部での作業が予定されていない場合においても、ホース、ロープ等がタンク等の内部に落下した場合には、回収のためにタンク等へ立ち入ることがあるので、こうした場合においても、酸素及び硫化水素濃度の測定等所要の措置が講ぜられるよう、次の措置に準じた措置を講ずること。

(1) 作業開始前に、タンク等の内部の空気中の酸素及び硫化水素濃度の測定を行うこと。この場合、タンク等の内部の容積、構造等に応じて、必要な測定点を探ること。

なお、作業中であっても空気中の酸素等の濃度が変化し、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある場合については同様の測定を行うこと。

- (2) タンク等の内部の空気中の酸素濃度を18%以上に、かつ、硫化水素濃度を10ppm以下に保つように換気すること。ただし、爆発、火災等を防止するため換気することが著しく困難な場合は、労働者に空気呼吸器等を使用させること。
- (3) 労働者が転落するおそれのあるときは、安全帯等を使用させること。
- (4) 人員の点呼を行わせること。
- (5) 非常時に備えて、タンク等の外部に監視人を配置し、作業の状況を監視させるこ

と。

- (6) 酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所については、関係者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (7) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒に係る酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その職務を行わせること。
- (8) 酸素欠乏危険場所での作業に労働者を従事させるときは、[1]酸素欠乏症等の原因及び症状、[2]空気呼吸器等の使用方法、[3]事故の場合の退避及び救急処生の方法等について特別の教育を行うこと。
- (9) 空気呼吸器その他の避難用具を、非常の際に直ちに使用できる状態にして備え付けること。
- (10) 硫化水素等が異常に発生するおそれのある沈澱物のかくはん等の作業に当たっては、空気呼吸器等を使用させること。
- (11) 2槽以上のタンク等が連結されている構造のタンク等において換気を行う場合は、労働者が作業をしている槽から労働者がいない槽へ送気すること。
- (12) タンク等の出入口が屋内作業場にある場合は、当該屋内作業場の換気についても留意すること。
- (13) 労働者がタンク等の内部に立ち入る場合には、警報装置付きの硫化水素濃度測定器を携行させることが望ましいこと。
- (14) 測定機器の保守点検を確実に行うこと。特に測定器のセンサー、電池等の消耗部品の交換は早目に行うこと。
- (15) 以上の措置を講ずべき旨を見やすい箇所に表示すること。

## 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル作成委員会委員等名簿

(敬称略・順不同)

### <産業廃棄物処理業者委員> (社団法人全国産業廃棄物連合会 推薦)

小野寺 司	ニッコー・ファインメック株式会社 代表取締役
長谷川 滋	株式会社テルム 常務取締役
原 孝敏	エッチ・イー・エス株式会社 代表取締役社長
加山 昌弘	加山興業株式会社 代表取締役
田中 正敏	近畿環境興産株式会社 代表取締役社長
三谷 哲也	三谷建設株式会社 代表取締役
森 政雄	バンドウリメイク株式会社 専務取締役
梅田 佳暉	大谷化学工業株式会社 代表取締役

### <安全専門家委員>

◎成瀬 正和 株式会社RM研究所 専務理事

### <労働衛生専門家委員>

村田 克 財団法人労働科学研究所 研究部 職場環境リスク研究グループ  
グループ長・工学博士

### <中央労働災害防止協会委員>

中島 次登 中央労働災害防止協会 技術支援部 技術指導課 専門役

### <推進事業コーディネーター>

山田 輝夫 山田労働安全コンサルタント事務所 所長 労働安全コンサルタント (機械)  
佐々木 雅一 有限会社グリーン戦略研究所 代表 技術士 (衛生工学部門)

### <厚生労働省 (オブザーバー) >

高橋 良和 労働基準局 安全衛生部安全課 副主任中央産業安全専門官  
安井 省侍郎 労働基準局 安全衛生部安全課 技術審査官

### <社団法人全国産業廃棄物連合会 (オブザーバー) >

香川 智紀 調査部 次長

### <事務局>

毛利 正	中央労働災害防止協会 技術支援部 次長
池田 和博	中央労働災害防止協会 技術支援部 企画課長
砂見 勝博	中央労働災害防止協会 技術支援部 企画課長補佐
高須 幸治	中央労働災害防止協会 技術支援部 企画課係長

(◎ 委員長)

## **参考文献**

- 1) 中央労働災害防止協会編「厚生労働省指針に対応した労働安全衛生マネジメントシステム  
リスクアセスメント担当者の実務」中央労働災害防止協会（2007年）
- 2) 中央労働災害防止協会編「やさしい職場のリスクアセスメント  
ー中小規模事業場での進め方ー」中央労働災害防止協会（2007年）
- 3) 中央労働災害防止協会編「安全管理者 選任時研修テキスト」中央労働災害防止協会（2006年）
- 4) 中央労働災害防止協会編「経営者の労働災害防止責任安全配慮義務Q&A」  
中央労働災害防止協会（2002年）
- 5) 中央労働災害防止協会編「経営者のための安全衛生のてびき」中央労働災害防止協会（2006年）
- 6) 中村昌弘著「基礎からわかる作業手順書ーリスクアセスメントを取り入れた実践ノウハウー」  
中央労働災害防止協会（2007年）

## **リスクアセスメントに関する情報**

- 1) 厚生労働省リスクアセスメント教材のページ：  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>
- 2) 中央労働災害防止協会：<http://www.jisha.or.jp/>
- 3) 安全衛生情報センター：<http://www.jaish.gr.jp/menu.html>

---

### **産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル**

---

発行：2007年10月（第1版）

2008年 2月（第2版）

中央労働災害防止協会

「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント

マニュアル作成委員会」事務局（技術支援部）

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号

TEL. 03-3452-3487

---